

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

日 立 市 長

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				十王町地域	無	平成 26 年度 ～ 平成 30 年度	本郷前 活動組織
	○			旧中里村 地域	無	平成 27 年度 ～ 平成 31 年度	平山集落協定
	○			旧中里村 地域	無	平成 27 年度 ～ 平成 31 年度	悦子集落協定
	○			十王町地域	無	平成 27 年度 ～ 平成 31 年度	黒田集落協定
		○		十王町地域	無	平成 27 年度 ～ 平成 31 年度	茨城県北有機 農業研究会

1号事業（多面的機能支払交付金） 認定日 平成 27 年 5 月 18 日

2号事業（中山間地域等直接支払交付金） 認定日 平成 27 年 9 月 30 日

3号事業（環境保全型農業直接支払交付金） 認定日 平成 27 年 11 月 25 日

以 上